



学校給食に関する手続きについて（中学校）

千葉市から学校給食を提供するにあたり、必要な手続きについてお知らせします。



■ 必要な提出書類

千葉市立の小学校・特別支援学校から入学する方は、

次の(1)・(2)の書類の提出は不要です。

※千葉市立の小学校・特別支援学校で給食費を口座振替で納付されていた方は、振替口座が継続されます。
口座振替の手続きがお済みでない方は、口座振替での納付にご協力をお願いします。

(1) 「学校給食申込書」

学校給食の申込と給食費の納入等を確認する書類です。お子さん1人につき1枚提出してください。

(2) 口座振替に係る書類（アまたはイのいずれか一方）

学校給食費等は、口座振替により徴収を行います。

金融機関窓口またはインターネットの一方での手続後に、いずれかの書類を学校へ提出してください。

ア 金融機関窓口での手続の場合（19の指定金融機関で、現時点から手続可能）

- ① 「口座振替依頼書」（4枚複写）に必要事項を記入のうえ、金融機関の窓口へ提出してください。
- ② 手続後に、4枚目の「千葉市学校給食費等口座振替承諾書」（学校控）を提出してください。

イ インターネットでの手続の場合（6つの金融機関で現時点から、9つの金融機関を後日追加）

- ① 「学校給食費等Web口座振替申込み手続について」に記載の申込ページから登録してください。
- ② 登録後、申込み手続の「Web口座振替手続完了届」に必要事項を記入し、提出してください。

**（1）及び（2）（※アまたはイのいずれか）の書類は、
令和6年4月8日（月）までに学校へ提出をお願いします。**

※口座振替の手続きを行わない場合は、納付書により、金融機関等（コンビニは不可）からお支払いただきます。
また、学校給食費と併せて徴収する「学校徴収金」は、振込書により、振込手数料をご負担のうえお支払いいただきます。振込手数料の負担がなく、便利な口座振替による納付にご協力ください。

■ 口座振替日（納期限）は、年9回です。

学校給食費の口座振替は、年9回、次の表の振替日に行います。振替ができない場合、翌月15日に再振替を実施します。残高不足にご注意ください。（25日・15日が土日祝日の場合、金融機関の翌営業日）

| 期別 | 第1期(4・5月分) | 第2期(6月分) | 第3期(7月分) | 第4期(8・9月分) | 第5期(10月分) |
|-------|------------|-----------|----------|------------|-----------|
| 口座振替日 | 6月25日 | 7月25日 | 8月25日 | 10月25日 | 11月25日 |
| 期別 | 第6期(11月分) | 第7期(12月分) | 第8期(1月分) | 第9期(2・3月分) | |
| 口座振替日 | 12月25日 | 1月25日 | 2月25日 | 3月25日 | |

■ 学校給食費の納付金額の目安です。

| 学校区分 | 学年区分 | 1食当たり (令和6年1月現在) | 期毎の目安（ひと月20食として） | |
|-----------------------------|-----------|---------------------|------------------|---------|
| | | | (1期・9期) | (2期～8期) |
| 中学校 / 中等教育学校前期課程 / 高等特別支援学校 | | 320円 | 12,800円 | 6,400円 |
| 特別支援学校 | 中学部 / 高等部 | 349円 | 13,960円 | 6,980円 |

※学校・学年・月によって、給食実施回数が異なるため、各期の納付金額は異なります。

※1食あたりの単価は、物価上昇等により改定することがあります。

※口座振替は、給食費のほか、日本スポーツ振興センター共済掛金及び学校徴収金の合計金額で行います。

■ 学校給食の提供の停止（再開）や、内容の変更を希望する場合

給食の提供について、「停止する（食べない）」「再開する」「内容を変更する（給食の一部を食べない）」といった変更を希望する場合は、以下のとおり、事前に学校への届出が必要となります。届出に基づき、給食費の納付額が変更となります。

○ 給食の内容を変更したい場合（食物アレルギーなどにより、牛乳が飲めない場合など）

食物アレルギーなどの理由により、「①給食を食べない」「②牛乳が飲めない」「③牛乳しか飲めない」こととなる場合は、学校に相談のうえ、「学校給食変更届」を提出してください。

○ 事情により連続4日以上給食を食べない場合（病気による入院や海外への帰省など）

病気による入院や、一時的に千葉市外の学校に通うなどの事情により、給食の提供を、連続4日以上中止したい場合は、あらかじめ、「学校給食変更届」を提出してください。

○ 転校する場合

転校により給食を停止するときは、事前に「学校給食変更届」を提出してください。千葉市立学校への転校の場合は、併せて、転入校に給食開始の届出をお願いします。

「学校給食変更届」の用紙は、学校で配付しています。また、次のURLのホームページからも、ダウンロードが可能です。⇒「学校給食変更届 千葉市」で検索

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyushoku-tetsuduki.html>

「学校給食変更届」は、期日に余裕をもってご提出ください。入学・転入前の提出も可能です。

給食の開始・変更・停止には、食材の発注数量の変更を伴うため、対象となる日の5日前（土日等を除く）までにご提出ください。届出が遅れた場合は、希望日から適用できませんのでご注意ください。



■ 生活保護や就学援助の対象の場合、第3子以降学校給食費無償化の適用となる場合

生活保護受給世帯、または就学援助を受けている場合は、学校給食費の負担はありません。その他「第3子以降学校給食費無償化制度」の適用を受けている場合も、学校給食費は無償となります。

「就学援助」または「第3子以降学校給食費無償化」の対象となる方や申請方法は、それぞれ「就学援助制度のお知らせ」「千葉市第3子以降の学校給食費無償化制度について」をご覧ください。

■ 学校給食に関する主な配付文書について

| 配付文書 | 内 容 | 配付時期 |
|--------------------|---|------------------------|
| ①学校給食費 納入額決定通知書 | 学校給食費の年間と各期の納付額をお知らせします。 参考として、日本スポーツ振興センター共済掛金及び学校徴収金の内訳をお知らせします。 | 毎年6月中旬 |
| ②再振替のお知らせ | 振替口座から引落しができなかった場合に、再振替の実施をお知らせします。 | 初回振替日（各期25日） の約10日後 |
| ③督促状（納付書） | 再振替ができなかった場合や、納期限までに納入がない場合に、納付書による支払いを通知します。 | 納期限の到来から 40日以内 |

①、②の文書は、封筒に封入しお子様を通じて配付します。長期休業期間や卒業後、また、③の文書は郵送を行います。※その他、千葉市役所納付推進センターから、電話による再振替のお知らせ等をする場合があります。

児童手当からの徴収に関する同意について

学校給食費が長期間滞納となった場合、児童手当から徴収する場合があります。学校給食申込書の児童手当に係る徴収に関する同意欄に記入をお願いします。児童手当からの徴収はすぐには行いませんので、滞納の場合は、速やかに納付をお願いします。

■ 私立学校等への入学予定の方は・・・

千葉市立中学校・中等教育学校・特別支援学校以外に入学予定の場合は、手続きは不要です。予定が変更となり、千葉市立の学校に通学する場合は、速やかに手続きを行ってください。

お問い合わせ先

お子さんが通われる学校、または千葉市教育委員会
保健体育課（口座振替・学校給食費関係）
電話 043-245-5909
メール kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp
学事課（学校徴収金関係）
電話 043-245-5928
メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp